

# 平成26年第3回足寄町議会定例会議事録（第3号）

平成26年 9月11日（木曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番 高橋秀樹君	2番 星孝道君
3番 榊原深雪君	4番 木村明雄君
5番 高道洋子君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 熊澤芳潔君
9番 井脇昌美君	10番 後藤次雄君
11番 川上初太郎君	12番 島田政典君
13番 吉田敏男君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	大貫裕弘君
経済課長	寺地優君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	櫻井厚子君

## ◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	根本昌弘君

## ◎農業委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	多治見亮一君
-----------	--------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大野雅司君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

## ◎議事日程

- 日程第 1 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度足寄町一般会計補正予算 (第 5 号) < P 4 ~ P 1 5 >
- 日程第 2 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) < P 4 ~ P 1 5 >
- 日程第 3 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号) < P 4 ~ P 1 5 >
- 日程第 4 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) < P 4 ~ P 1 5 >
- 日程第 5 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度足寄町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) < P 4 ~ P 1 5 >
- 日程第 6 議案第 6 9 号 平成 2 6 年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) ) < P 4 ~ P 1 5 >
- 日程第 7 議案第 7 0 号 平成 2 6 年度足寄町上水道事業会計補正予算 (第 1 号) < P 4 ~ P 1 5 >
- 追加日程第 1 行政報告 < P 1 5 ~ P 1 8 >
- 追加日程第 2 報告第 1 4 号 平成 2 5 年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について < P 1 8 ~ P 1 9 >
- 追加日程第 3 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度足寄町上水道事業会計決算認定について < P 1 9 ~ P 2 1 >
- 追加日程第 4 議案第 7 2 号 平成 2 5 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について < P 1 9 ~ P 2 1 >
- 追加日程第 5 議案第 7 3 号 平成 2 5 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について < P 1 9 ~ P 2 1 >
- 追加日程第 6 議案第 7 4 号 平成 2 5 年度足寄町国民健康保険病院事業特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 9 ~ P 2 1 >
- 追加日程第 7 議案第 7 5 号 平成 2 5 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 9 ~ P 2 1 >
- 追加日程第 8 議案第 7 6 号 平成 2 5 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 9 ~ P 2 1 >
- 追加日程第 9 議案第 7 7 号 平成 2 5 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 9 ~ P 2 1 >
- 追加日程第 10 議案第 7 8 号 平成 2 5 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 9 ~ P 2 1 >
- 追加日程第 11 議案第 7 9 号 平成 2 5 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 9 ~ P 2 1 >
- 追加日程第 12 議案第 8 0 号 平成 2 5 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について < P 1 9 ~ P 2 1 >
- 追加日程第 13 意見書案第 9 号 釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書 < P 2 1 >
- 追加日程第 14 意見書案第 10 号 「手話言語法」の制定を求める意見書 < P 2 1 >

- 追加日程第15 意見書案第11号 電力料金再値上げの撤回を求める意見書< P 2 1 ~ P 2 2 >
- 追加日程第16 緊急質問 (熊澤芳潔議員) 大雨による土砂災害への対応について< P 2 2 ~ P 2 6 >
- 追加日程第17 議員派遣の件< P 2 6 >
- 追加日程第18 所管事務調査期限の延期について (総務産業常任委員会)  
< P 2 6 ~ P 2 7 >
- 追加日程第19 閉会中継続調査申出書 (総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会) < P 2 7 >

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

5番。

○議会運営委員会委員長（高道洋子君） 9月10日に開催されました第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に議案第64号から議案第70号までの補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第64号から議案第70号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第64号平成26年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の件から、日程第7 議案第70号平成26年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第64号平成26年度足寄町一般会計補正予算（第5号）から、議案第70号平成26年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）まで、一括、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第64号平成26年度足寄町一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,819万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ94億6,250万4,000円とするものでございます。

歳出の主な事項から御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目基金積立金におきまして、今回の補正予算に伴います財源調整のため、財政調整基金積立金といたしまして864万4,000円を減額いたしました。

第8目財産管理費におきまして、大嘗地集落センター建設に伴います備品購入費といたしまして、510万9,000円を計上いたしました。

第14目企画振興費、第8節報償費におきまして、ふるさと納税謝礼といたしまして、1,500万円を計上いたしました。第25節積立金におきまして、ふるさと足寄応援基金積立金といたしまして3,000万円を計上いたしました。

第15目行政情報管理費におきまして、社会保障税番号制度システム改修業務、行政システムサーバー更新業務の委託料といたしまして、合わせて1,242万1,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

14ページ、第21目情報化推進費におきまして、地デジ無線共聴施設整備工事の工事請負費といたしまして、2,268万円を計上いたしました。

16ページをお願いします。

16ページ、第3款民生費、第2項老人福祉費、第8目地域支援事業費におきまして、認知症高齢者グループホーム、これは仮称でございます。生活支援長屋の建設に伴います

備品購入費といたしまして、2,028万5,000円を計上いたしました。

第3項児童福祉費、第3目子どもセンター運営費におきまして、事務補助および業務補助賃金といたしまして、合わせて366万6,000円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

18ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費におきまして、農地情報管理システム改修業務の委託料といたしまして、287万3,000円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

20ページ、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費におきまして、町道茂喜登牛・芽登線外2路線の町道応急補修工事の工事請負費といたしまして、1,671万9,000円を計上いたしました。

第4目臨時地方道整備事業費におきまして、校南団地1号通調査設計業務の委託料といたしまして272万2,000円を、校南団地1号通整備工事に伴う土地購入費といたしまして290万1,000円を計上いたしました。

第5目道路新設改良費におきまして、橋梁長寿命化修繕調査設計業務の委託料といたしまして、871万6,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明申し上げます。

8ページへお戻りください。

8ページ、第1款町税におきまして、個人町民税といたしまして8,504万4,000円を計上いたしました。

第14款国庫支出金及び第15款道支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの補助金、交付金などを計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

10ページ、第17款寄附金におきまして、ふるさと納税寄附金といたしまして、3,000万円を計上いたしました。

第18款繰入金におきまして、財政調整基

金繰入金といたしまして、今回の補正予算の財源調整と、これまで足寄町の福祉推進のためなどとして多くの町民の皆様や団体から御寄附をいただき、財政調整基金に積み立ててきた寄附金を、グループホーム生活支援長屋の備品購入費に充当させていただくことといたしまして、合わせて2,670万5,000円を計上いたしました。

第21款町債におきまして、地方道路等整備事業債といたしまして、4,540万円を減額いたしました。

以上が歳入の主な事項でございます。

4ページへお戻りください。

4ページ、第2表、債務負担行為補正、追加1件をお願いいたしました。

第3表、地方債補正、廃止1件をお願いいたしました。

以上で、平成26年度足寄町一般会計補正予算（第5号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。

25ページ、議案第65号平成26年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,675万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億8,589万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。

36ページ、第11款諸支出金におきまして、返還金といたしまして4,638万1,000円を計上いたしました。

次に、歳入について、申し上げます。

30ページへお戻りください。

30ページ、第1款国民健康保険税におきまして、税額が確定いたしましたことから、一般被保険者、退職被保険者等の保険税額をそれぞれ減額をいたしました。

第3款療養給付費等交付金におきまして、退職者医療の過年度療養給付金等交付金といたしまして、3,180万1,000円を計上いたしました。

第8款繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして、560万4,000円を減額いたしました。

32ページをお願いいたします。

32ページ、第9款繰越金におきまして、一般被保険者前年度繰越金といたしまして、3,912万7,000円を計上いたしました。

次に、39ページをお願いいたします。

39ページ、議案第66号平成26年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,189万円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、料金システムの更新による上水道事業会計への負担金の計上に伴うものでございます。

次に、47ページをお願いいたします。

47ページ、議案第67号平成26年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,685万2,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、簡易水道特別会計と同様、料金システムの更新による上水道事業会計への負担金の計上に伴うものでございます。

次に、55ページをお願いいたします。

55ページ、議案第68号平成26年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,807万7,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億

2,153万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

62ページをお願いいたします。

62ページ、第4款諸支出金におきまして、返還金といたしまして、930万7,000円を計上いたしました。

64ページをお願いいたします。

64ページ、第5款基金積立金におきまして、介護給付費準備基金積立金といたしまして、1,877万円を計上いたしました。

歳入について申し上げます。

60ページへお戻りください。

60ページ、第5款道支出金におきまして、過年度介護給付費道負担金といたしまして、285万5,000円を計上いたしました。

第7款繰越金におきまして、前年度繰越金といたしまして、2,521万8,000円を計上いたしました。

56ページへお戻りください。

56ページ、第2表地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

次に、67ページをお願いいたします。

67ページ、議案第69号平成26年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,826万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

75ページをお願いいたします。

75ページ、議案第70号平成26年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の総額から、54万9,000円を減額し、収益的収入及び支出

の総額を、それぞれ1億4,793万6,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の総額に、資本的収入額742万円、資本的支出額928万1,000円をそれぞれ追加し、資本的収入の総額を8,281万3,000円に、資本的支出の総額を1億5,295万1,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出に対して不足する額、7,013万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を458万1,000円、建設改良積立金を2,714万6,000円に改め、補填するものがあります。

補正予算の主な内容について、申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明を省略させていただきます。

82ページをお願いいたします。

82ページ、資本的収入及び支出でありますが、支出では、上水道配水管等調査設計業務などに伴う委託料、料金システム更新に伴う備品購入費を計上いたしました。

収入では、下愛冠視距改良に伴う配水管移設調査設計業務工事負担金、料金システム更新に伴う他会計負担金をそれぞれ計上いたしました。

以上で、議案第64号平成26年度足寄町一般会計補正予算（第5号）から、議案第70号平成26年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）までの説明とさせていただきます。

御審議のほどを、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第64号平成26年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の件の質疑を行います。

12ページをお開きください。

歳出から始めます。款で進めます。

12ページから15ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

5番高道君。

**○5番（高道洋子君）** 14目企画振興費について伺います。その中の8番報償費、ふるさと納税謝礼というところなのですが、この中で、ふるさと納税寄附金が大変驚異的に進んで、去年、おとしに比べて想像を絶する寄附が進んでいるということを伺っております。その中で3点ほどお伺いしたいのですが。

一つは、予算説明資料の中に、（11）需用費のところの印刷製本費5万4,000円とあります。

何を伺うかというのと、やはりこれが高い安いなのか、それは別といたしまして、やはりパンフレットの、これは、つくるお金、印刷製本なのかなというふうに思うのですが。委員会でも以前説明は一応受けてはおりますが、確認のためにもう一度伺いたいのですが。

このパンフレットをつくるときに、前に見させていただいたのは、生産者の提案した写真だとか、出品者のそういう写真だったのかなというふうに。素人風のパンフレットだったような気もしますが、やはりいろいろな上士幌の3億円とか、そういうのを皆さんもお聞きしますと、やはりそのパンフレットが大変大事ではないかなという思いがして、もっと出品者の方も一、二人おっしゃっていただけたけれど、プロというかコーディネーター、専門の人にアドバイスを受けてパンフレットをつけていただきたいということもおっしゃってましたもので、そのところをもう一回確認。委員会でも説明あったかもしれないのですけれども。それが一つ。

それと、なかなか品切れしました、売り切れしましたというものも出て、特にトウモロコシとかフキとか農産物については時期のものが有りますから、そういうのも出てくるのも当たり前なのですが、この足寄町の出展者が何十人もいる中で、安定供給してい

くことが大事かなという。品質保持と安定供給が。それが10年、20年と1億円につながる道になるのではないかなというふうに思うものですから、その安定供給の体制です。

それともう1点は、他町村、ある町では、この商品をチェックしているというか、当事者同士なのか第三者なのかわかりませんが、認定商品を決めて、認定商品のみを掲載していくというふうにも伺っております。

その3点について伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

まず、1点目の印刷製本費でございますけれども、これについては、封筒の印刷製本費でございますが、パンフレットの印刷ということではございません。

いろいろと寄附していただいた方が非常に多くなりまして、寄附いただいたときの領収書ですとか、お礼ですとか、そういうような手紙を出すために必要になる封筒の印刷ということでございます。

今、御質問にございました、パンフレットの写真でございますけれども、やはり写真映りだとか、そういったものがそのできばえによって、寄附していただける方が、特産品を選ぶときに、これがいい、これが悪いとかという、悪いというのはあまりないかもしれませんが、そういうのを選ぶ上での大きな参考になるのではないかなというふうに、こう考えております。

現在使っているパンフレットの中の写真については、それぞれ出展していただいている方たちに写真を撮っていただいたりということで、つくっているものでございました。

そういったものによっては、プロだとか、プロの方のアドバイスだとかというの、やはりこれからの部分では必要になってくる部分もあるのかなと考えております。

そのあたりについては、今後必要に応じてアドバイスをいただくようなことも検討させ

ていただきたいなというふうに考えております。

それから、2点目の安定供給の部分でございますが、パンフレット見ていただくとわかるとおり、農産物ですとか、そういった物が非常に多い状況ではございまして。また、その農産物が非常に、言ってみれば、売れ筋と申しますか、多くの方に注文いただいているというか。ということで、足寄町のトウモロコシですとか、ジャガイモですとか、そういう農産物が非常に都会の方からは魅力的に見えているというところでございます。

ただ、やはり時期的なものがございまして、どうしても秋口になってくると、そういう農産品については品切れと申しますか、注文していただいてももう品物がなくなってしまうような状況になってきますので。それにかかわる、年間通して供給ができるような、そういう特産品を今後も検討していかなければならないというふうには考えているところでございます。

それから、商品のチェックと申しますか、認定商品といったものについては、特に今のところ、足寄町では認定というものは行ってないというところでございまして、商工会ですとか農協、観光協会、それぞれ声をかけて、その中で特産品として出したいよというものをそれぞれ出していただいているというようところでございます。

足寄町認定の特産品というようなものがきちんとできればいいのかなというふうにも思っていますし、今後の部分でいけば、特に人気の高いものだとかといったものを認定していただくかというようなことも必要になってくるのかなというふうにも思いますけれども、その部分も今後検討させていただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、16ページ、



第3款民生費、質疑はございませんか。

5番高道君。

○5番（高道洋子君） 民生費でございます。

民生費の中の予防費の中の19ページの20節の扶助費。

○議長（吉田敏男君） 衛生費は次にまいります。

○5番（高道洋子君） そうですか。失礼しました。

○議長（吉田敏男君） 16ページ、民生費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは次にまいります。

16ページから18ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

5番高道君。

○5番（高道洋子君） 19ページの扶助費の高齢者肺炎球菌感染症予防接種費のところでございますが、これにつきましても、予算説明書の中に載ってはおりますけれども、もう少し詳しくというか、対象者がどういう人で。何かもうちょっと詳しく説明できましたらお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） 答えたいします。

成年肺炎球菌のワクチンの対象者についてということでございます。

今回定期接種化になりまして、対象者は、まず65歳に達した方。65歳の方で、1回接種できる制度でございます。

平成30年度までの5年間におきまして、経過措置としまして、70歳、75歳、80歳と、5歳きざみで1回接種できるようになっております。100歳以上の方は、全員今回対象ということで、接種の対象になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

5番高道君。

○5番（高道洋子君） わかりました。

対象者が65歳から5歳きざみで、70歳、75歳、80歳、85歳、そして100歳以上は全員というふうに今お聞きしましたが、その方たちが本来7,120円自己負担ならかかるところを、5,120円が町の負担になって、自己負担は2,000円で済みますよという、そういう公的支援というか、そういうふうに聞いております。

そこで、ちょっとやはり何にでも矛盾というか、落とし穴とまでは言いませんけれども、出てくるのかなと思う。

実は、例えば、今現在66歳の人、または67歳の方が、65歳を過ぎて公費負担を受けられなかったということで、現在66歳でも67歳でもいいのですけれど、その方が70歳になると公費負担の2,000円で自分は受けられるという、その5年間を待たなくて、自己負担のときに67歳のときに、または66歳のときに、七千なんぼの自己負担で、公費負担はありませんから、受けますよね。例えば、受けました。ところが、70歳にまた受けられるのですけれど、もうこのときは公費負担で支援を受けて。ところが、5年間置かなければ、これ予防ワクチンの効き目があって、また2年、3年で受けると副作用が出て、5年間置かなければいけないということなのかもしれないのですが、そういうふうに聞いていますが。そうすると、66歳、67歳で自己負担を受けた人は、次5年経ったら72歳。また、公費負担を受けられないということで、生涯公費負担を受けられないというか、そういうことになるのかなというふうに計算されますよね。だから、全員が年齢、そして、しかも5年経ったら65歳の方のみしか対象にならないということなので。だから、それであったら、10月以降だということで、10月以降何歳の人でも65歳以上であればだれでも受けられて、そしてその人たちは5年経ったら受けられますよというふうにしたほうが、平等にみんなが、多くの人が公費負担の支援を受けられるのかなと

いうふうに単純に考えたのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

今回ことしの平成26年7月にこの定期接種化ということで、国のほうで制度化させていただいたものでございます。

御質問ですけれども、65歳、70歳という5歳きざみの真ん中にいるというか、対象にならない方が接種した場合ということでございますけれども、あくまでもこの制度設計の中では、その対象になっておりません。

対象となっているのは、65歳未満の場合であっても、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能、または人免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有している場合であれば、対象になるという形になっています。

御質問の、例えば67歳、66歳の方につきましては、対象になっていません。

国の制度設計では、5年間で1回という制度設計になっています。

5年終了の平成31年度以降はどういうふうになるのだということでございますけれども、国が今示しているのは、65歳から。65歳に達した人だけということで、今制度設計いわれていますけれども、これからの5年間の実施状況等を見きわめて新たな制度見直しも含めてあるというふうに聞いていますので、そういった方の部分については、これから国等にも実態が出ていくと思いますから、そういった中で、5年後の平成31年度以降の中で改善が予定つくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番高道君。

○5番（高道洋子君） 伺いますが、では65歳、70歳、75歳という、この年齢設定は国の方針だということですか。国が決められているのですか。それとも、65歳以上と、5年後は65歳のみですよというこの二つが決まっていて、足寄町が65歳、70歳とい

う、上書きに年齢設定を決めたのですか。国が決めていたのですか、既に。もうこの歳だということ。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

平成26年7月2日に、予防接種法施行令の一部を改正する政令が公布されたことよって、この定期接種化になったということです。

私共足寄町では、平成23年から任意接種に対する支援事業をやってきましたけれども、今回、平成26年10月から実施するこの予防接種は、国の制度に基づいて行うものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 追加答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） 足寄町が平成23年からですか。実施しております。3年間実施してきております。その方につきましては、まだ3年しか経っておりませんので、このワクチンの効能は5年以上有効ありますよと。そして、5年以内にまた打つと副反応が強くなりますよということでございますので、町の任意事業で、あるいは帯広とかそういったところの病院で自主的に予防接種を打たれた方については、例えば80歳とか85歳となっても、それは公費の助成の対象になりませんし、もっといえば、実際に打たれるときにお医者さん等において問診をして、そういった過去に打ったことがないということを確認して、この予防接種を打っていただくような形になりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

足寄町の取り組みも含めて今説明をすると

いうことですから。

福祉課長、答弁。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

平成23年度から、足寄町が助成制度でスタートしたのは平成23年度からでございますけれども、このときは75歳以上の方全員を対象に、1,400人の対象の方で、540の方が接種をされています。24年度から75歳に達した人を対象としてしまして、24年度は112人に対して実施されているのは49人、平成25年度には123人の対象の方に対して、34人が接種をされています。

この接種された方たちは、ことしから始まります定期接種化では対象になりません。そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 5番高道君。

○5番（高道洋子君） 少しわかってきました。

そうすると、従来の75歳のみ自己負担2,500円という、町が単独でやっていた任意のこれはそのまま生きるということですね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） お答えいたします。

従来、平成23年度から実施していた予防接種料金ですけれども、町が3,500円を助成しまして、自己負担は2,500円ということでお願いをしていました。今回の定期接種化に伴って、接種料金でございますけれども、町の助成額が5,120円ということでございまして、例えば、帯広の施設とか料金がまちまちだと思うのですけれども、私共のほうで助成させていただくのは5,120円ということで、償還払いの制度でお支払いをしますし、町内の病院でお受けになられた場合についても、この5,120円の助成をさせていただく。そういったことで予定しております。

以上でございます。

すいません。それで、従来やっていた制度は完全に廃止となって、この全て定期接種化に移行させていただくということになりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

どうぞ、5番高道君。

○5番（高道洋子君） 結局、年齢対象外の人何か自分が心配を、不安を感じて5年待てないよということで自己負担で肺炎の検査を受けた場合、ワクチンを受けた場合に、それは5年を置かなければいけないものですから、結局それは対象者にはなれないということのはっきりしたということですね。わかりました。

○議長（吉田敏男君） それでいいですね。

他に、質疑ございませんか。

9番井脇君。

○9番（井脇昌美君） 今のことに全く関連してなのですけれど、今、福祉課長のほうから国の設定ということで、それは当然でしょうけれど、65から平成23年度から実施されてきたという一つの事例も細かく出していただいたのですけれど、その中間年齢で受診した場合には、5年ごとですから、若干不公平が発生すると。67歳のときに受けたら、5年後ですから72のときに受けていくわけですから。わかりますね、これは。そして、今度72で受けて、また5年定期できちんと自分の身のことですから、七千数百円を払ってまた受けると。自己負担の2,000円というのは、永久的に受けられないのではないかと。

それで、5番議員さんが、それであればおかしいと。5年に1回だから、もし年齢制限を撤回して、65以上の人を5年に一遍でいいのではないかと。わかりますか、5年に一遍。だけど、課長がこの国の設定をされているというのは当然なのでしょうけれど、この一番、ここです。70、75、80は5年単位の、それを国から年齢をきっちり示された

のかということを知っているのです。何も、そんなあれではないのです。国から70歳ですよ、65ですよ。これ以下はだめですよということを知っているのか、足寄町でそれを国からの策定に基づいて、ことしは305人受診すると。それで、65、70、75の対象の人のある程度、あれしている。それは結構なことなのだけれど、質問は、中間で受けた人は永久に受けられないと。その問題の65はいいのだと。70もいいのだけれど、この年齢の設定は国から、厚生省から言われているのかという、これだけのことなのです。何も23年度のことはいいのですよ。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（櫻井光雄君） 法で定められた国からの指導であります。

（発言する者あり）

○議長（吉田敏男君） はい、よろしいですか。

他に、衛生費、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次にまいります。

第6款農林水産業費、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、20ページ、第8款土木費、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、第9款消防費、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次にまいります。

20ページから23ページ、第10款教育費、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから11ページ、歳入一括で行い

ます。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 4ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為補正、追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第3表地方債補正、廃止1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第64号平成26年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第64号平成26年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

次、25ページをお開きください。

これから、議案第65号平成26年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

30ページから37ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第65号平成26年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第65号平成26年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

39ページをお開きください。

これから、議案第66号平成26年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

44ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第66号平成26年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第66号平成26年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時05分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時06分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

47ページをお開きください。

これから、議案第67号平成26年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

52ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第67号平成26年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第67号平成26年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

55ページをお開きください。

これから、議案第68号平成26年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

60ページから65ページ。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

56ページにお戻りください。

第2表地方債補正、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第68号平成26年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第68号平成26年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

67ページをお開きください。

これから、議案第69号平成26年度足寄

町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

72ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第69号平成26年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第69号平成26年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

75ページをお開きください。

これから、議案第70号平成26年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

80ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 82ページ、資本的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第70号平成26年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）の件の採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第70号平成26年度足寄町上水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

非常に時間があると思いますけれども、この後、議会運営委員会が待ち構えておりますので、1時まで休憩といたしたいと存じます。

1時から再開をいたします。

休憩中に、議会運営委員会をお願いをいたします。

午前11時13分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

○議会運営委員会委員長（高道洋子君） ただいま開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の議事日程に追加し、最初に、町長から行政報告を受けた後、報告第14号の報告を受けます。

次に、議案第71号から議案第80号までの各会計の決算認定については、提案理由の説明を受け、質疑を行った後、平成25年度決算審査特別委員会を設置し、閉会中の審査といたします。

次に、意見書案第9号から意見書案第11号までを即決で審議いたします。

次に、議員派遣の件と、総務産業常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続審査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長、安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、追加の行政報告ということで、3件行政報告を申し上げます。

まず、1点目でありますけれども、市街地コミュニティーバスの本格運行について、御

報告をいたします。

本町のコミュニティーバスの本格運行につきましては、本年6月の第2回定例会におきまして、市街地コミュニティーバスの設置及び管理運営等に関する条例と、車両購入費や運行委託料等にかかわる補正予算の議決をいただき、現在、10月1日の本格運行開始に向け準備を進めておりますが、その概要につきまして、御報告をいたします。

第2回定例会の後、車両購入や運行管理業務委託の契約を締結し、8月28日開催の足寄町地域公共交通活性化協議会における本格運行実施に関する承認を経て、道路運送法施行規則に定める市町村運営有償運送のうち、交通空白輸送の登録申請を、9月1日に帯広運輸支局に行いました。

運行ルートは、昨年9月と本年2月の実証実験や、利用者アンケートの結果をもとに見直しを行い、市街地の住宅地、役場、町民センター、商業施設、医療機関等のほか、停留所設置の希望が多かった総合体育館、温水プール、老人憩の家、さらに本年4月にオープンした地域支え合いセンターを追加し、特に自由な移動手段を持たない高齢者の外出機会創出による生きがいづくりと、健康づくりに寄与するルート設定を心がけました。

運行は、祝日と年末年始を除く月曜日から土曜日までとし、起点、終点である道の駅あしよろ銀河ホール21を、第1便は午前8時に、最終便は午後3時40分に出発し、午後5時20分に到着する、1日5便としております。

運賃は1乗車につき100円ですが、12枚1,000円の回数券を用意するとともに、生活保護受給者、未就学児童および学生、身体障害者手帳等の交付を受けている方、満65歳以上の方、介護が必要な方の付添者等を無料としております。

また、無料となる利用者は、乗車時に保険証や手帳等の身分証明書の提示が必要となりますが、個人情報等に配慮し、希望者には、無料乗車パスポートを発行することとしてお

ります。

また、現行制度では運行経費から運賃収入を除いた赤字額の50%が地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金により補填され、残りの50%が特別地方交付税の対象となっております。

運行車両は、今後の利用増を見込み、14人乗り小型バスとし、車体にはラワンブキとマスコットキャラクターのあゆみちゃんを元気でカラフルな色使いによりラッピング加工をすることで、バス利用者だけではなく通行する人や観光客にも本町の魅力をPRする車両としております。

また、市街地コミュニティーバスが町民の皆さんの足として広く、そして末長く親しまれ、多くの方に利用されることを願い、愛称を公募して選考した結果、あしバスと決定したことから、車両本体からあしバスと表記することとしております。

コミュニティーバスの運行や停留所の管理等につきましては、足寄タクシー有限会社に業務委託を行い、安全で安心して利用できるコミュニティーバスの運行に努めていきたいと考えております。

10月1日午前7時45分から、あしよろ銀河ホール21北側において、出発式の開催を予定をしております。

なお、時刻表や運行ルートマップ等を含めた本格運行に関するお知らせを、9月12日からの自治会回覧により全戸配布することとしております。

引き続き利用状況や利用者の声を十分に把握し、また足寄町地域公共交通活性化協議会での定期的な検討を行い、必要に応じ運行ルートの見直しや運行方法の改善を行いたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、消防の広域化の検討状況につきまして、御報告をいたします。

十勝における消防の広域化につきましては、本定例会初日に新たな一部事務組合の設立に必要な十勝広域消防事務組合規約案の概



要について御報告をいたしました。今回は、広域化後の災害出動計画案と、消防職団員非常招集計画案につきまして、御報告をいたします。

災害出動計画案は、別紙1のとおりで、十勝圏広域消防運営計画における部隊運用等と管轄区域の内容を踏まえ、広域化後の出動区域を設定する際の基本的な考え方や、出動区域の設定方法等について記載しております。

出動区域は、現行の出動区域を基本とし、明らかに現場到着時間の短縮が見込める地域については、見直しを行うこととしております。なお、時間短縮の効果が乏しい場合や、見直しをした場合に、特定の諸署に出動回数が偏ることが懸念されると見込まれる一部の地域においては、スタート時は現行どおりとし、広域化後の運用実績に基づき見直しを行うこととしております。

見直しを予定している区域の一覧は、別紙2のとおりで、本町に関係する部分では、大誉地、伏古丹等の地区が、陸別消防署からの出動となり、27分程度の時間短縮が見込まれ、旭ヶ丘、開北地区が上士幌消防署からの出動となり、24分程度の短縮が見込まれ、逆に、本別町美里別東上北部、活込、月見台等が足寄消防署の出動区域となり、8分から12分程度の短縮が見込まれております。

別紙3は、見直し予定区域のイメージ図で、赤線が市町村の行政界、緑線が現行の消防団の所管区域、水色が見直しにより出動区域の変更が予定されているエリアをあらわしております。

次に、別紙4により、消防職団員非常招集計画案について、説明をさせていただきます。

1点目の災害招集計画では、地区、災害種別、出動車両等を規定した出動計画と、出動規模に応じた招集範囲や招集方法等を規定した招集計画を事前計画として定め、あらかじめ高機能指令システムに事前計画の内容をデータ登録し、119番の通報を受理した際には、災害規模に応じて、登録された情報に

基づき出動対象の消防署、出動車両、招集対象となる職員や団員を自動的に選択し、出動指令を行うこととしております。

計画に基づく招集方法としては、災害規模に応じて非番職員が1号から3号までの区分により、消防団員にあっても単一分団、複数分団、全分団の区分によりサイレン、メール、電話の三つの方法で対象者に一斉通知により招集するものであります。

また、2点目の非常配備体制の基準につきましては、地震や水害等の災害規模により四つに区分し、迅速な配備体制を構築するための基準を設定しており、各市町村の災害対策本部との連携につきましては、現行どおり市町村、管轄消防署、消防団の間で密接な連携を図るとともに、指令センターや消防局とも情報の共有化を密に行い対応することとしており、大規模災害発生時の対応力が強化されるものと考えております。

現在、組織体制や移行準備作業につきまして、事務レベルで検討を行っており、引き続きオール十勝により検討、協議を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。御報告といたします。

3点目に、土地区画整理事業にかかわる損害賠償請求控訴事件判決に伴う上告受理申立についてでございます。

平成25年10月22日第5回臨時会において、土地区画整理事業にかかわる損害賠償請求控訴事件の判決等について御報告させていただいたところでありますが、平成26年8月26日付で最高裁判所第三小法廷から、本件を上告審として受理しない旨を決定した通知文の送付がありましたので、御報告いたします。

通知の内容は、平成25年9月12日付で言い渡された、平成25年（ネ）第207号損害賠償請求控訴事件の判決について、原告が本件控訴を棄却する旨の上告受理申立を平成25年9月25日付で最高裁判所に行ったことに対し、上告受理をしない旨を決定したものであります。

理由につきましては、民事訴訟法第318条第1項により、受理すべきものとは認められないとの内容であります。

町といたしましては、法に従って行ってきた直接施行による移転工事の適法性が認められた決定と考えております。

以上、損害賠償請求控訴事件判決に伴う上告受理申立についての御報告とさせていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

#### ◎ 報告第14号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第2 報告第14号平成25年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告第14号平成25年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方自治法の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおり報告するものでございます。

1点目といたしまして、地方公共団体の財政への健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともに黒字のため数値の表示はございません。実質公債費比率は11.6%でございます。昨年が13.7%でございましたので、2.1%下回っております。

将来負担比率は、0.2%でございます。昨年はマイナス5.8%でしたので、数値の表示はございませんでしたが、本年は6%上昇し、0.2%となっております。

2点目は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率でございますが、公営企業に係る会計についての比率となっております。上水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、これらいずれの会計につきましても資金不足は生じておりませんので、数値の表示はございません。

2ページ、3ページに監査委員の意見書を添付してございます。

4ページ、5ページに積算資料を添付しておりますので、4ページをお願いいたします。

平成25年度決算に係る健全化判断比率等の報告に関する資料でございます。

まず、健全化判断比率の中の実質赤字比率でございますが、分子に一般会計等の実質赤字額、分母を標準財政規模として計算することになっておりまして、この数字を当てはめて算出いたしますと、足寄町における比率につきましては黒字となっておりますので、マイナスの3.46%となっております。

国が示している基準につきましては、早期健全化基準が14.58%、財政再生基準が20%となっておりますので、いずれも基準を下回っております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、分子を連結実質赤字額、分母を標準財政規模といたしまして算出することとなっております。足寄町における比率につきましては、この算式に当てはめて算出いたしますと黒字となりまして、マイナス13.93%となっております。国の基準が、早期健全化基準が19.58%、財政再生基準が30%となっておりますので、これにつきましても国の基準を下回っております。

次に、実質公債費比率、3カ年平均でございますが、公債費等が標準財政規模に比べるとどの程度の割合になるのかをあらわす比率でございます。

足寄町における比率は、平成23年度が1

3.7%、平成24年度が11.6%、平成25年度9.8%、3カ年間平均で11.6%となっております。国の基準でございます、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっておりますので、国の基準を下回っております。

次に、5ページをお願いいたします。

5ページの将来負担比率でございますが、将来負担額といたしまして、下のほうにカタカナの「イ」から「チ」まで記載してございますが、この合計額等を分子といたしまして、標準財政規模等を分母といたしまして算出をいたします。これで算出いたしますと、足寄町における比率については、0.2%となっております。国の基準は、早期健全化基準350%でございますので、これも基準を下回っております。

次に、公営企業にかかわる資金不足比率でございますが、いずれの会計も赤字決算とはなっておりませんので、国の基準であります経営健全化基準20%を下回っております。

以上のとおり御報告を申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 議案第71号から議案第80号まで

○議長（吉田敏男君） 追加日程第3 議案第71号平成25年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件から、追加日程第12

議案第80号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件までの10件を一括を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第71号平成25年度足寄町

上水道事業会計決算認定についてから議案第80号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由を御説明申し上げます。

提出議案書18ページをお願いいたします。

議案第71号平成25年度足寄町上水道事業会計決算認定について、御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度足寄町上水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第72号平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について、御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、追加提出議案書6ページをお願いいたします。

追加提出議案書の6ページでございますが、議案第73号平成25年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度足寄町一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第74号平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第75号平成25年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度足寄町簡易水道特別会計歳

入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第76号平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

7ページをお願いいたします。

議案第77号平成25年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第78号平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第79号平成25年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第80号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上で、議案第71号平成25年度足寄町上水道事業会計決算認定についてから、議案

第80号平成25年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件につきましては、議長と議会選出監査委員を除く11人の委員で構成する平成25年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることにしたいと思います。

なお、議会は、平成25年度決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定による審査を付与することにしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長と議会選出監査委員を除く11人の委員で構成する平成25年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長  
の互選をお願いをいたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時41分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

#### ◎ 決算審査特別委員会結果報告

○議長（吉田敏男君） 諸般の報告をします。

平成25年度決算審査特別委員会の正副委

員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

委員長に井脇昌美君、副委員長に前田秀夫君。

以上のとおりです。

#### ◎ 意見書案第4号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第13 意見書案第9号釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第9号釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第9号釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第10号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第14 意

見書案第10号「手話言語法」の制定を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第10号「手話言語法」の制定を求める意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第10号「手話言語法」の制定を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 意見書案第11号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第15 意見書案第11号電力料金再値上げの撤回を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第11号電力料金再値上げの撤回を求める意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第11号電力料金再値上げの撤回を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 緊急質問

○議長(吉田敏男君) ここで、緊急質問の申し出があります。

大雨による土砂災害の対応について、熊澤芳潔君からの緊急質問の申し出があります。

熊澤芳潔君の大雨による土砂災害の対応についての緊急質問の件を議題として採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

熊澤芳潔君の大雨による土砂災害の対応の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第16として発言を許すことに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、熊澤芳潔君の大雨による土砂災害の対応についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第16として発言を許すことが可決をされました。

熊澤芳潔君の発言を許します。

8番熊澤君。

(8番熊澤芳潔君 登壇)

○8番(熊澤芳潔君) 緊急質疑をお認めいただきまして、まことにありがとうございます

した。

それでは、大雨による土砂災害の対応についてということで質問いたします。

ことしは日本列島各地で記録的な大雨が出ました。北海道も初めて大雨警報が出るなど、最大級の警戒が求められているところでございますけれども、昨日も70万人からの避難勧告が出たということでございまして、足寄も今日明日、いつ災害に見舞われるかもしれません。

そこで、足寄町の土砂災害への対応や、危険箇所、数など見直しと、それから避難勧告を早めに出せるよう発令基準の改定実施がいわれておりますけれども、現状についてどうなのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長(吉田敏男君)

○2番(星 孝道君) 議長の見解をお伺いしたいと思うのですが、緊急質問というのは、質問が緊急を要するとき、その他資にやむを得ないと認められるときと、こううたわれておまして、この緊急を要するときというのは、例えば、天災地変、騒擾、その他不時の大事故等に関するものであるというふうにうたわれております。そして、議会の同意があつて発言が許されたとしても、その質問の内容が緊急質問の趣旨に妥当かどうか、議長が御判断されると。妥当でないとすれば、ただちに制止するとうたわれておりますが、議長はこういったことから、緊急質問の趣旨に則った発言だというふうにお考えかどうか、お聞かせください。

○議長(吉田敏男君) 私の見解でありますけれども、今、2番議員さん方からそういうお話がいただきました。

このことは、今、熊澤議員のほうからもお話がありましたように、今、北海道におきましても大雨の特別警報が出たりいろいろと大きな災害が起きてくる可能性というのは非常に高いということで、このことは、とにもなわず、今札幌地方、あるいは御存知のように空知、あるいは日高、胆振ということで、非常に広範囲に大雨による災害が起きている

ことも事実でありますし。こういったことから、足寄町におきましても、すぐいつ何時起きかわからないということもございましたので。本当はこのことはやはり一般質問か何かで取り上げていただくことがベターだというふうに思っておりましたが、今回は特にそのことを考慮をいたしまして、今熊澤議員の緊急質問を私としては許したということでございますし、その後、同時に議員の皆さん方にも同意を求めたということでございます。

一番心配されることが、こういった中で、緊急質問がこれからは崩しになって、いつ何時もうこういったことが起きてくるということがあるかと思えますけれども、これはその都度、議会運営委員会の中でその内容も精査をしながら取り扱いを決めていくと。そして、議長の判断と、それから皆さん方の同意ということも含めてやっていくということになっていくというふうに思っております。

慎重な取り扱いをこれからもさせていただきます。

以上でございます。

それでは、答弁のほう、お願いをいたします。

(発言する者あり)

○議長(吉田敏男君) 暫時休憩をいたします。

午後 1時51分 休憩

午後 1時53分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、副町長。

○副町長(田中幸壽君) 熊澤議員の大雨による土砂災害への対応について、お答えをいたします。

冒頭、資料を配らせていただきましたので、それに基づいてのお答えになりますので、御理解を願いたいと思います。

現在、本町には土砂災害危険箇所が70カ所あります。その内訳は三つありまして、土石流危険渓流が41カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が25カ所、地すべり危険箇所が4カ

所、合わせて70カ所という形で、その図面の中に記入がされているところであります。

今お配りしたのは、平成24年の3月に私共の町でつくった防災ガイドマップって、こういうのを全戸配布しております、その中にも掲載をされているわけですが、ちょっと小さいので今回あえて大きくしたということと、たまたまこの資料がきょう配られたというのは、あす町内に回覧をする、金曜日ですので、あす全戸に回覧で回す資料で、たまたまタイミングがよかったので配らせていただきました。そういうことで御理解願いたいと思います。

その70カ所でありますけれども、これらは、大雨による土砂災害に対応するため、平成11年から都道府県による調査が開始をされ、足寄町の地域にあっては、平成14年度に調査が開始され、平成15年度に調査結果がまとめられて足寄町に報告がされております。これらの調査というのは、図面調査により土石流危険渓流であれば、傾斜地の勾配が8度以上ある地域を図面から抽出をして、勾配等の外見に関しての一定基準により危険箇所として位置づけられているものであります。現地調査についても、聞き取りや目視程度の調査で、詳細な地形調査等々はやっておりません。これをやったのは北海道でございますけれども。北海道の責任でこれらは対応をされています。これらの危険地域への対応は、対策工事をその後するといった、ハード面で整備をすることを目的としているわけではなくて、危険な場所、危険なときを知らせ、危険を回避するために、危険度がほかの地域より高い地域に住んでいる住民にお知らせするものであります。

危険地域の数は全国全道的に非常に多くて、被害対象人家や施設が多い地区から、限られた道の予算の中で、土砂災害計画区域の指定のため、詳細調査がより進められておりますけれども、足寄町にあっては、危険箇所70カ所のうち、大きなくくりで6地域地区あります。箇所数では10カ所。そのマップ

に載っていますけれども。その調査は完了しております。完了したうちから、警戒区域の指定をするのですけれども、大誉地地区の1件が既に警戒区域の指定が完了しております。残された5地区については、今もって警戒区域の指定が完了しておりません。

住民周知は、近年では地震、風水害、火災、火山噴火等のいざというときに備えて、先ほど申し上げましたように、平成24年3月に足寄町防災ガイドマップというのを作成をして全戸配布をしているところであります。国や北海道の指示を受けて、避難指示等のおくれによる被害の拡大がないよう見直し作業を進めており、避難確保等は空振りも恐れず早めの避難準備等のお願いを、早めに防災無線、エリアメール、自治会、連絡網等、さまざまな手段によって公布をすることとしております。

冒頭申し上げましたように、たまたま、あす金曜日の自治会回覧で今回作成をした土砂災害への対応、危険箇所を示した地図を回覧をして住民の皆さんにお知らせをするといったことで進んできているところであります。

この間、大きな災害というのは、私の記憶でいけば平成13年9月11日の災害と、平成15年の8月の台風災害。このときには、郊南地区と足寄交番前の国道241号線が通行どめになったと。土砂流出によって。それで大きな災害がありましたし、同時に旭町地区の一部床下冠水もしたといったことで、それ以降、今申し上げましたように、郊南のところにつきましては、排水整備もできましたし、交番のところについては学校の沢川の流末、これは開発で排水路をつくっていただきましたけれども、整備がされております。旭町地区におきましても、排水機所を整備いたしましたので。ただ、排水機所を整備しただけであって、それには常時大雨が降るたびにポンプアップをするといった作業手順にはならざるを得ない状況になっておりますけれども。そういったことで、平成15年度以降、大雨等々による大きな災害というのは今のと

ころはないというのが現状であります。

そういった部分では、私共、防災計画に基づいて一定の準備もしておりますし、その都度、警報等々の対応についても防災担当職員が対応をしまして、この間も大きな災害がなかったということでもありますように、対策本部までの設置にいくような事案もなかったということで、その一步前の幹部職員だけが集まって対応をするといった、そういった対応で終わっているところであります。

ただ、議員が御心配しているとおおり、ことしに入ってから広島県の土砂災害であったり、一昨日の大樹、豊頃町の大雨、さらにはけさの札幌地区、宗谷、石狩、胆振地方の大雨等々、こういったいつあるかわからない、台風等々の予測がされない、いつあるかわからないというような気象状況になっていきますので、そういったことを踏まえて十分な対応をしてまいりたいと思います。

今、最新情報でいけば、今夜夜半からあすにかけて十勝地方においても大雨が予想されるといった気象庁の気象台の情報も入っておりますので、そういった情報を十分意識しながら対応して、この間いろいろな町村、市なんかでもいわれていますけれども、後手後手になった対応にならないように努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 8番熊澤君。

○8番（熊澤芳潔君） わかりました。

それで、このことにつきましては、15年までのことということで。今、お話にありましたように、ことしに入ってから災害が特別に出ているよということですので、その後の、では今後の見直しについては…その前に、実は、70カ所のうちに大きく分けて6地区、10カ所ですよということなのですが、土砂災害防止法に基づく箇所というのは、ちょっとこれの10カ所が土砂災害防止法に基づく指定箇所ということになるのですか。それとも、1カ所が今指定になりました



ということであるのですけれど、その辺のことは詳しくどういうことになっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） お答えいたします。

土砂災害防止法に基づいて、先ほど副町長から答弁させていただきましたけれども、土砂災害危険箇所ということで70カ所。それうちまた、これも土砂災害防止法に基づいて警戒区域ですとか、そういったものが決められているというところがございます。いずれも、土砂災害防止法に基づいている地域という、指定というか、そういう危険な箇所がありますよということでの地域を指定しているというところがございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番熊澤君。

○8番（熊澤芳潔君） そうすると、防止法の中で特別警戒区域というのはないということで。そうしますと、警戒区域ということは、ここでいわれているのは、警戒避難態勢の整備、それからハザードマップの作成、配布と。土砂災害についてのだと思のですけれども、ここら辺についてはどのような形になっているのか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） 先ほど申し上げた警戒区域と、それから特別警戒区域ではございますけれども、足寄町では大誉地地区で1カ所、この警戒区域、それから特別警戒区域というところが決められております。警戒区域というのは、土砂災害等が起きたときに住民の命または体に危害を生じる恐れがある区域。それから、特別警戒区域については、建築物に損壊が生じ住民等の命または身体に著しい危害を生ずる恐れがある区域というようなことになってございまして。大誉地も地域、大きく、広く警戒区域というのは決められていて、土砂が流れてくると住民の方たちに危害を加えられる恐れがあるという区域が決められていて。その中に、特に住宅だと

か、そういったものの危害が加わっているか、住宅が壊れたりだとかするような区域というのが決められているということで。警戒区域があって、その中に特に土砂が一番先に流れてくるような場所、一番最初のところで、土砂が流れてくる、そういったところが特別警戒区域ということで指定がされております。大誉地地区については、そういうことで、そういう指定がされておまして、町のホームページだとか、そういうものを見ていただくと、そういう場所について図面等が載っているというところがございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） はい、よろしいですよ、8番熊澤君。

○8番（熊澤芳潔君） はい、わかりました。

大誉地につきましては、警戒区域と同時に特別警戒区域ですよということになっていると。

そうしますと、特別警戒区域の場合は、土砂の衝撃に耐えられる設計義務があるよということで、その建物につきましては、私もちよっと場所についてはちよっとわからないのですが、そういった設計の耐えられる義務を認可を、足寄町は、そしたらしていると、こういうことになる場所なのかどうかちよっとわかりませんが、そこら辺についてちよっとどうなのか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

今、議員の質問のとおりでありまして、災害特別警戒区域に指定をされると一定の制限がかかります。例えば、建物であれば構造の規制がかかります。ですから、構造の規制がかかったり、その建物を守るための擁壁等を設置するだとか。これらを全て、この区域にある個人の負担による。経費的な負担は全て個人が負担をしないではいけません。ただ、この地区が危険だからほかのほうに移転をするといった場合には、一定程度の融資制度と補

助制度があるということで。現状の中で、そこにまた住むためには、一定程度強固な建物に改築をするだとかというのは、個人で対応をせざるを得ないと、そういったことにならざるを得ないのかなというふうに思っています。

ですから、広島でちょっとマスコミも報道をしていましたけれども、この指定をされると、そういった危険地帯だということで、逆にいえばPRがされて土地の評価が下がるとか、自分のうち売り物にならなくなるだとか。そういったことで、今後こういった指定をするためには、住民説明会を開いて住民同意を取りつけないといけないわけですが、一方でそういった弊害が出てくるというところで、なかなか進まないというのも、進まない要因の一つになっているということは、この間、別な形で報道もされていたのも事実でありますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 8番熊澤君。

○8番（熊澤芳潔君） 先ほどのハザードマップについてなのですが、これは近年といってもことしですから、改定については、改めた新しいそういったマップを作成して、そしてインターネットなり今後配信されるのかわかりませんが、そういう形のものでできていると、こういうことですよ。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時13分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

この次の、今ハザードマップの関係の質疑、これで質疑は終結してください。というのは、今出されていることが、すべからず緊急性があるかということになれば、なかなかそれに見当たらない部分もありますので、これ以上ということであれば、一般質問、このときに。12月でも3月でもよろしいですか

ら、そのときに取り上げていただきたいと、そのように思いますので、今、総務課長の御答弁で、これ質疑を終結をさせていただきます。

答弁、総務課長。

○総務課長（渡辺俊一君） 時間をとらせていただきまして、大変申しわけございません。

ハザードマップでございますけれども、大誉地地区の警戒区域指定を平成23年の11月にしてございますけれども、そのときに住民の方たちに御説明をして、この地域についてはこういう危険地域に指定をさせていただきますということで説明をさせていただきました。そのときに、この警戒区域の図面をつくってお渡しをしておりますし、それがハザードマップといえばハザードマップになります。

それから、町のホームページも見ていただきますと、大誉地地区のこの特別警戒区域の部分の図面を載せてございますので、そういったところで御確認をいただけるような形になっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、熊澤芳潔君の緊急質問を終えます。

#### ◎ 議員派遣の件

○議長（吉田敏男君） 追加日程第17 議員派遣の件を議題といたします。

本件について、お手元に配付のとおり議員を派遣をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議がないものと認めます。

したがって、議員派遣の件は、原案のとおり決定をいたしました。

#### ◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長（吉田敏男君） 追加日程第18 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

#### ◎ 閉会中継続調査申出書の件

○議長(吉田敏男君) 追加日程第19 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、総合条例第136条の規定によって、お手元に配付をいたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

#### ◎ 閉会の議決

○議長(吉田敏男君) お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって、本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

#### ◎ 閉会宣告

○議長(吉田敏男君) これで、本日の会議を閉じます。

平成26年第3回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 2時18分 閉会

平成26年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員